

## 農地転用等に伴う地域計画の 変更手続きについて

当別町では目指すべき将来の農地の利用を明確化する「地域計画」や、農業生産に必要な農用地等の確保などを目的とする「農業振興地域整備計画」を策定しており、これらの計画に位置付けられている農地は、農業以外の用途に使用することができません。

やむを得ず農地を農業以外の用途に使用する必要が生じた場合は、農振除外や農地転用などの手続きを行う前に、地域計画の変更手続きが必要となります。

## 農地を農業以外の用途に使用する主な事例と 各種変更手続きに要する期間

【例1】農家住宅の建設  
各種変更の手続きに4カ月程度

【例2】農業用倉庫の建設  
各種変更の手続きに3カ月程度



## 各種変更手続き

- 計画の変更には申出が必要です。
- 地域計画変更の申出受付期間は4月～10月です。
- 農振除外や農地転用などの手続きは、地域計画の変更も含めて4ヶ月以上要する場合があります。

※農地や用途によって各種変更手続きに要する期間が変わります。  
手続きには長い期間を要するため、お早めに必ずご相談ください。  
相談は随時受付しています。

詳しくは当別町経済部農務課農政係または当別町農業委員会へ  
お問い合わせください。

経済部農務課農政係 電話番号：0133-23-3091

農業委員会 電話番号：0133-23-3279